

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部砂防課管理係
内線番号	5313

No.	項目	内容						
①	処分名	砂防指定地における制限行為の許可						
②	法令名	砂防指定地管理規則						
③	法令番号	平成15年京都府規則第21号						
④	根拠条項	第4条第1項、第6条						
⑤	処分権者	知事(砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例第3条第2号、第3号に規定する5ha以上の制限行為)、土木事務所長(知事許可対象外の制限行為)						
⑥	法令の定め	<p>第4条第1項 砂防指定地において、条例第3条各号に掲げる行為(前条第1項各号に掲げる行為を除く。以下「制限行為」という。)をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可申請書(別記第1号様式)に次に掲げる図書を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行為をしようとする土地を表示する地形図 (2) 行為をしようとする土地の現況及び行為の計画を表示した平面図及び断面図 (3) 行為の概要を示す書面及び現況写真 (4) 防災計画を示す書面 (5) 行為をしようとする土地に対する権原を示す書面 (6) その他知事が必要と認める図書</p> <p>第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る行為の計画を変更しようとするときは、砂防指定地内行為変更許可申請書(別記第3号様式)に同項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであり、治水上砂防のため支障がないと知事が認める場合は、この限りでない。</p>						
⑦	審査基準	<p>1 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではないこと。</p> <p>2 砂防設備の埋没等の内容を含む行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該砂防設備の埋没等により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替措置が講じられる場合であること。</p> <p>3 京都府砂防指定地内行為審査技術基準(平成29年5月10日付け9砂第191号)に適合すること。</p> <p>4 当該行為区域の権原が正当に取得されていること。</p> <p>5 当該行為に関して、他法令等による許認可を受けていること又は受ける見込みがあること。</p>						
⑧	経由機関名	各土木事務所						
⑨	協議機関名	行為地の市町村、行為地に規制権限を有する機関						
⑩	標準処理期間	<p>((⑩合計期間)知事権限 60日、所長権限 50日 (注: 処理期間の目安であって全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。また、補正に要する日数は含みません。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td></td> </tr> </table>	経由期間		協議機関		当該処分機関	
経由期間								
協議機関								
当該処分機関								
⑫	問合せ	建設交通部砂防課(075-414-5313)、各土木事務所施設保全課						
⑬	備考							